資料　3

徳島県地域防災計画の修正の概要

1　計画の構成

現行の「一般災害対策編」,「地震・津波災害対策編」を災害種別ごとに再編成し, 各災害対策に共通している事項(予防, 応急対策, 復旧・復興)は,「共通対策編」として整理・統合のうえ,「南海トラフ地震対策編」をはじめ,「直下型地震対策編」,「風水害対策編」及び「大規模事故等災害対策編」で構成する。

また,「大規模事故等災害対策編」に, 原子力災害対策指針等を踏まえ,「原子力災害対策」を新設する。

計画の構成

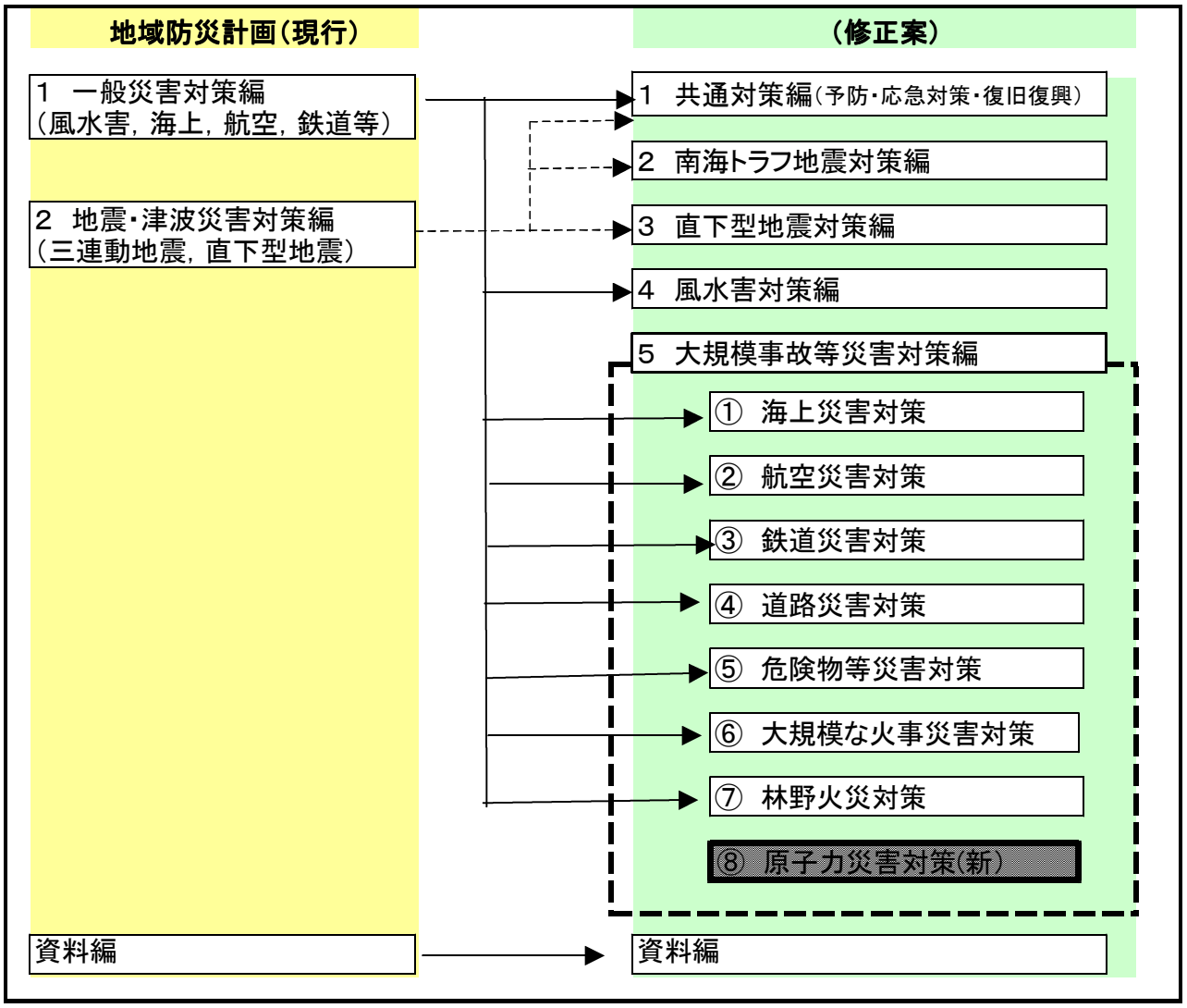

２　修正方針

次に掲げる要素について，地域防災計画を修正する。

○　災害対策基本法（平成24年6月）や国の防災基本計画（平成24年9月）の修正内容等を踏まえ修正する。

○　「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」（平成24年12月21日），「徳島県津波浸水想定」（平成24年10月31日）及び「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第1次想定）」（平成25年7月31日）を踏まえ修正する。

３　主な見直し

防災基本計画の修正を踏まえた見直し

（1）　地方公共団体間の相互応援体制の整備　〔共通対策編第2章第9節〕

速やかな応援の実施や他の自治体から応援を受けることができるよう応援・受援の手順など必要な準備を整えておくことを明記する。

（2）　複合災害への対応　〔共通対策編第2章第2節〕〔共通対策編第3章第2節〕

2つ以上の災害が複合して発生した場合の県の体制や訓練の充実を図る。

（3）　救援物資の確実な供給　〔共通対策編第2章第12節〕

民間物流業者との協定締結に努めるなど物資の調達・輸送体制の整備する。

（4）　広域避難への対応　〔共通対策編第3章第9節〕

広域避難における関西広域連合等地方公共団体間の調整や輸送事業者へ被災者の輸送の要請等を明記する。

（5）　多様な意見の反映　〔共通対策編第4章第4節〕

復旧復興のあらゆる場に女性や障害者，高齢者等の災害時要援護者の参画の促進について明記する。

本県の取組を反映した修正

（1）　徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の施行

①　「徳島県震災を考える日」や「徳島県震災を考える週間」等機会ある毎に「自助・共助・公助」による防災活動の促進を図る。　〔共通対策編第2章第1節〕

②　津波災害警戒区域等の区域指定　〔南海トラフ地震対策編第1章第4節〕

津波災害警戒区域等の区域指定を推進する。

③　特定活断層調査区域の指定　〔直下型地震対策編第1章第4節〕

特定活断層調査区域を指定し，「特定施設」の新築等を行う場合には、県に届出が必要なことを明記する。

（2）　南海トラフ地震被害想定の見直し　〔南海トラフ地震対策編第1章第2節〕

①　徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日）

南海トラフ巨大地震を想定し，浸水域のほか津波影響開始時間や最大波到達時間を明記する。

②　徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（一次）（平成25年7月31日）

南海トラフ巨大地震が発生したときの「人的・建物被害」の様相について明記する。

（3）　徳島県災害対策本部組織の機能強化　〔共通対策編第3章第2節〕

①　「統括司令室」の新設

従来の「本部事務局」に，経営戦略部及び政策創造部を加え，「統括司令室」として再編し，責任者を「政策監」とする体制とした。

（情報収集，分析・立案，部隊調整，市町村支援，広域応援調整，職員の応援調整）

②　災害対策本部の班編制の見直し

実行部に平時の課単位での班を置いていたが，災害時の業務を想定した「災害応急業務」別に再編成した。

（避難者支援班，災害時要援護者支援班，救援物資調整班など）

（4）　「災害時情報共有システム」の活用　〔共通対策編第2章第10節〕

「災害時情報共有システム」を活用し，気象情報や災害情報など総合的な防災情報等を県及び市町村で情報共有を図る。

（5）　原子力災害対策の新設　〔大規模事故等災害対策編8部〕

原子力災害対策指針等を踏まえ，「大規模事故等災害対策編」に新設する。

そ　の　他

（1）　指定公共機関の追加　〔共通対策編第1章第8節〕

国の新たな指定公共機関を追加した。

①　輸送４機関

四国福山通運株式会社徳島支店，佐川急便株式会社

ヤマト運輸株式会社徳島主管支店，四国西濃運輸株式会社徳島支店

②　通信2機関

ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社

（1） 指定地方公共機関の追加 〔共通対策編第1章第9節〕

避難所における避難者の健康対策や遺体の検視，身元確認及び処理対策のため，「一般社団法人徳島県歯科医師会」を指定地方公共機関に指定した。

（2） 気象業務法の改正による特別警報の運用

① 特別警報について，県は市町村へ，市町村は住民等への周知義務等を明記した。
〔共通対策編第3章第3節〕〔風水害対策編第1章第7節〕

② 特別警報発表時の県の警戒体制を明記 〔共通対策編第3章第2節〕

特別警報（大雨）が発表された場合は，県は「災害対策警戒本部」を設置する。

（3） 災害時等における各種協定の締結

① 情報提供 〔共通対策編第2章第10節〕

災害発生時にポータルサイト事業者に対し，県から提供する災害情報をサイトに掲載するなど情報提供の協力を要請する。

・ 災害に係る情報発信等に関する協定 （ヤフー株式会社）
・ 防災への取り組みに関する協定書 （ Google Ireland Limited ）

② 輸送 〔共通対策編第3章第12節〕

災害時等において，県の要請に基づき，応急対策に必要な物資又は人員の輸送等のため，ヘリコプターを運航する。

・ 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定 （6事業者）

③ 広域応援協定 〔共通対策編第2章第9節〕

県内で災害が発生し，被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に備え，県と県内各市町村が応援を迅速かつ円滑に実施する。

・ 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定 （県及び県内24市町村）

④ 燃料供給 〔共通対策編第3章第16節〕

県は，大規模災害時等に燃料が不足した場合に，緊急通行車両，県の庁舎等重要施設や避難所で必要な燃料について，迅速な調達を行う。

・ 災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定 （徳島県石油商業組合）